

**「みやぎきの共生社会を目指す生涯学習推進事業」
広報業務委託に係る企画提案競技実施要領**

1 目的

本県は、令和2年度より文部科学省の委託を受け、「みやぎきの共生社会を目指す生涯学習推進事業」に取り組んでいる。この事業において、県では「障がいの有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もが共に学び生きる共生社会の実現」をねらいとし、県内各地で障がいのある人の生涯学習を支える取組を行ってきた。そこで、本事業のねらいや県内各地で行われている障がい当事者の活動やそれを支える取組を広く県民に発信する業務を委託する受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「みやぎきの共生社会を目指す生涯学習推進事業」広報業務委託仕様書による。

3 契約上限額

2,400,000円（消費税及び地方消費税額218,181円を含む。）を上限とし、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託業務の契約期間

契約締結日から令和7年2月7日まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、種目が「S：広告・宣伝」である者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

(1) 質問等の締切	令和6年7月 1日(月) 午後5時
(2) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和6年7月 3日(水) 午後5時
(3) 企画提案書の提出締切（見積書）	令和6年7月 9日(火) 午後5時
(4) 受託候補者の決定	令和6年7月12日(金)
(5) 受託候補者との詳細協議	令和6年7月16日(火)
(6) 本見積書の徴収・受託者の決定	令和6年7月19日(金)
(7) 契約結果の公示	令和6年7月25日(木)までに

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加する者は、企画提案競技・参加申込書（様式第1号）を提出すること。

① 提出先

本実施要領12のとおり

② 提出期限

令和6年7月3日（水）午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

「みやぎきの共生社会を目指す生涯学習推進事業」広報業務委託仕様書を参照の上、提案すること。

② 提出書類 ※ 提出する企画案は、1案のみとする。

ア 企画提案書（正本1部、副本（コピー）3部）

以下の書類を添付すること。

- ・ 企画提案書はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、任意の様式とする。
企画提案書の中に特別番組、啓発CMの長さ、及び、放送時間帯を記載すること。
- ・ 業務スケジュール、実施体制
仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人数予定数を記載すること。
- ・ 会社概要
既存資料で可
- ・ 類似業務実績
過去2年以内の地方公共団体との契約実績を提出すること（様式任意）。

イ 見積書（必要経費の積算内訳を記載したもの。）（正本1部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 様式第2号により提出すること

③ 提出先

本実施要領12のとおり

④ 提出期限

令和6年7月9日(火) 午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送 いずれも期限内必着

⑥ 留意事項

ア 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

イ 虚偽の記載等がある提案は、無効とする。

ウ 委託経費（上限）を超える提案は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者が企画した提案は、無効とする

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式第3号）を提出すること。

① 提出先

本実施要領12のとおり

② 提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・ 業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・ 提案内容に独創性があるか。

③ 運営体制

- ・ 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。

④ 経済性

- ・ 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

⑤ 実績

- ・ 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 審査方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については令和6年7月12日（金）以降に通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、本委託業務の契約手続を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号（県庁3号館2階）
- (2) 担当 宮崎県教育庁生涯学習課 生涯学習推進担当（担当 藺田）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7244
ファックス番号 0985-26-7342
メールアドレス ky-shogaigakushu@pref.miyazaki.lg.jp